

## 感染症による出席停止について

下記の病気で学校を欠席する場合は、「欠席」ではなく「出席停止」扱いとなります。これらの病気は、感染しやすい伝染病とされていますので、必ず主治医に診断を受け、登校を許可された日から登校するようにしてください。診断を受けたら、学校に連絡をしてください。

感染症の種類	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消失した後、2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※ただし、医師において感染のおそれがないと認めたときは、この期間の限りではありません。